

# 注視区域及び特別注視区域の指定について

内閣府政策統括官（重要土地担当）

- ① 区域指定の基本的な考え方（法第14条第2項第2号及び第4号）
- ② 初回の区域指定の考え方、候補及び指定の事由  
（法第14条第2項第2号及び第4号）
- ③ 関係地方公共団体からの意見の聴取（法第14条第2項第5号）

## 【議題①】 区域指定の基本的な考え方

- 注視区域及び特別注視区域の指定は、基本方針の内容に照らし、以下の「指定の事由」に該当する重要施設又は国境離島等であることを評価する。

指定の事由	注視区域	特別注視区域
重要施設	(防衛関係施設) ①部隊等の活動拠点となる施設 ②部隊等の機能支援を行う施設 ③装備品の研究開発等を行う施設 ④我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設	⑪指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設 ⑫警戒監視・情報機能を有する施設 ⑬防空機能を有する施設 ⑭離島に所在する施設
	⑤海上保安庁の施設 (管轄する海域をめぐる情勢が緊迫していると認められるもの)	—
	(生活関連施設) ⑥原子力関係施設 ⑦空港 (自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設)	—
国境離島等※	⑧国境離島 (領海基線の周辺) ⑨国境離島 (領海警備等の活動拠点等の周辺) ⑩有人国境離島地域離島 (⑨に該当するものを除く) (領海警備等の活動拠点等の周辺)	⑮無人の国境離島

※我が国が現に保全・管理を行っている国境離島等のうち、原則として、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地が所在するものに限る

○ 注視区域及び特別注視区域は、多数の指定が見込まれることから、以下の点を総合的に勘案し、準備が整ったものから順次指定していくこととしたい。

- 重要施設又は国境離島等の重要性
- 現地状況の把握の困難性
- 区域の外縁の線引き等の準備状況
- 重要施設等を所管する関係機関の準備状況

○ また、区域の評価に当たっては、

1. 重要施設の敷地に関する考え方
2. 国境離島等の区域に関する考え方
3. 区域の外縁に関する考え方

について、次のとおり整理することとしたい。

## 1. 重要施設の敷地に関する考え方(1/2)

一つの敷地に単一の施設・単一の機能が基本となるが、以下のような場合も存在。

### (1) 敷地が複数に分かれている場合

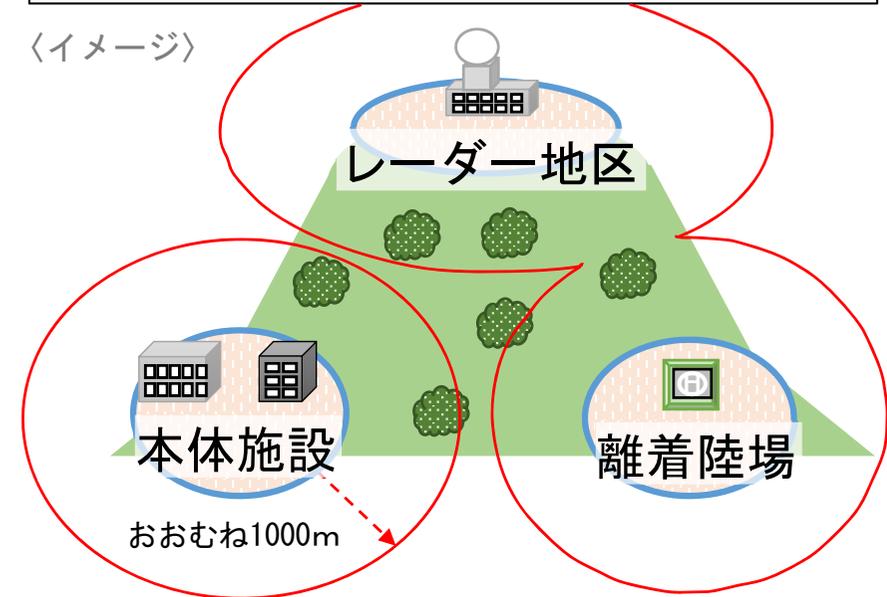
- 飛地が本体施設と別に存在する、施設が道路で分断されているなど、敷地が複数に分かれている場合、それぞれの敷地が当該施設の機能として一体不可分の関係であれば、それぞれの敷地ごとに区域を指定する。

### (2) 付随する管理用地が存在する場合

- 本体施設に付随する進入路や保安用地等の管理用地が存在する場合、それぞれの用地が本体施設の機能と一体不可分の関係であれば、これらを含めて施設の敷地として取扱う。

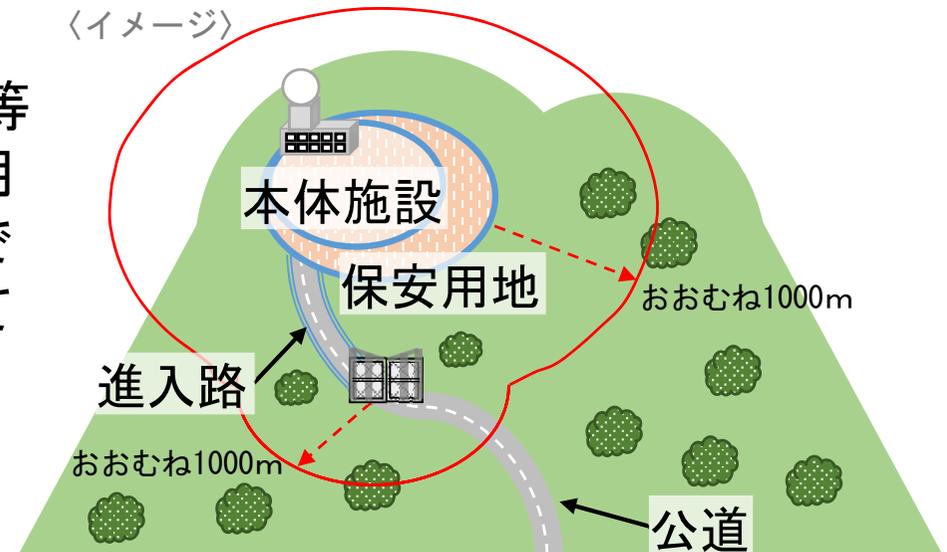
### 飛地が本体施設と別に存在する場合

〈イメージ〉



### 施設に付随する進入路・保安用地

〈イメージ〉



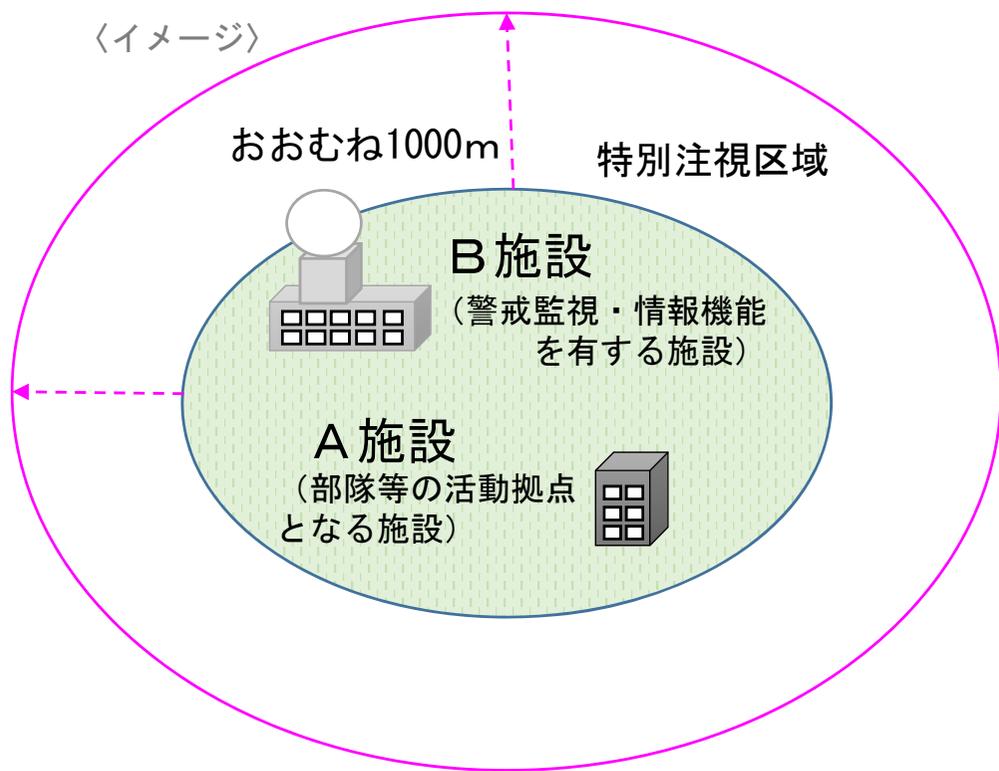
# 1. 重要施設の敷地に関する考え方(2/2)

## (3) 一つの敷地に複数の施設又は機能が存在する場合

- 一つの敷地に注視区域又は特別注視区域の指定の事由に該当する複数の施設又は機能が存在する場合、その機能に応じて当該敷地の周囲を注視区域又は特別注視区域として評価する。なお、施設又は機能ごとに敷地の範囲を区別できる場合は、それぞれの敷地ごとに評価を行う。

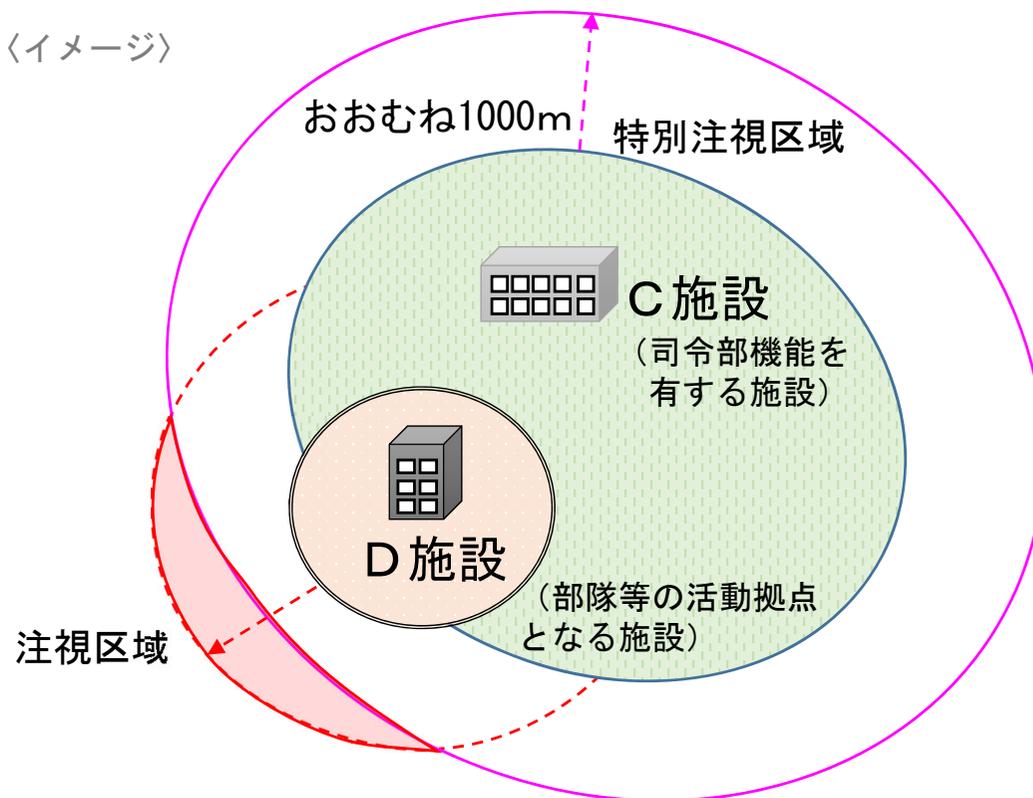
単一の敷地に複数の施設又は機能

〈イメージ〉



施設又は機能ごとに敷地の範囲を区別できる場合

〈イメージ〉

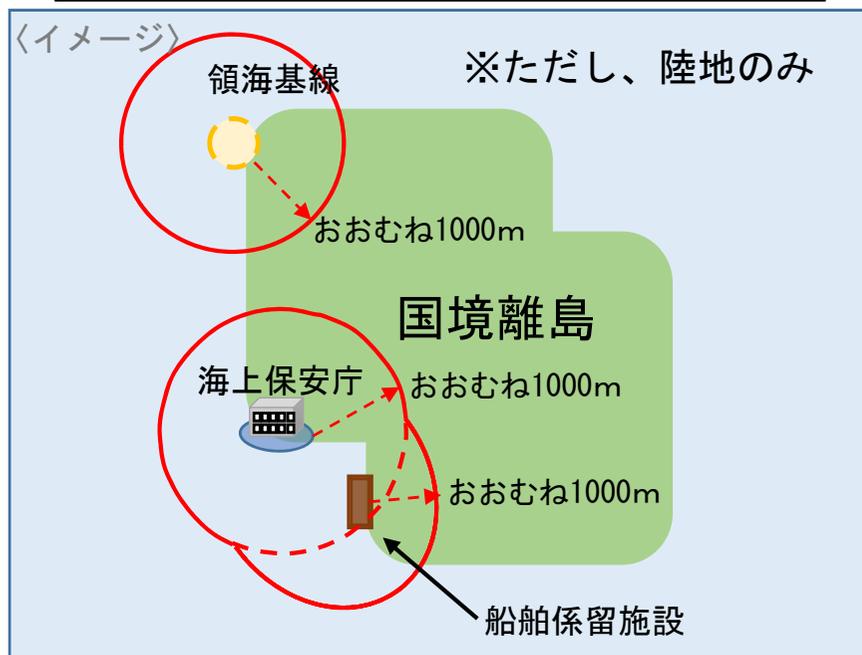


## 2. 国境離島等の区域に関する考え方(1/2)

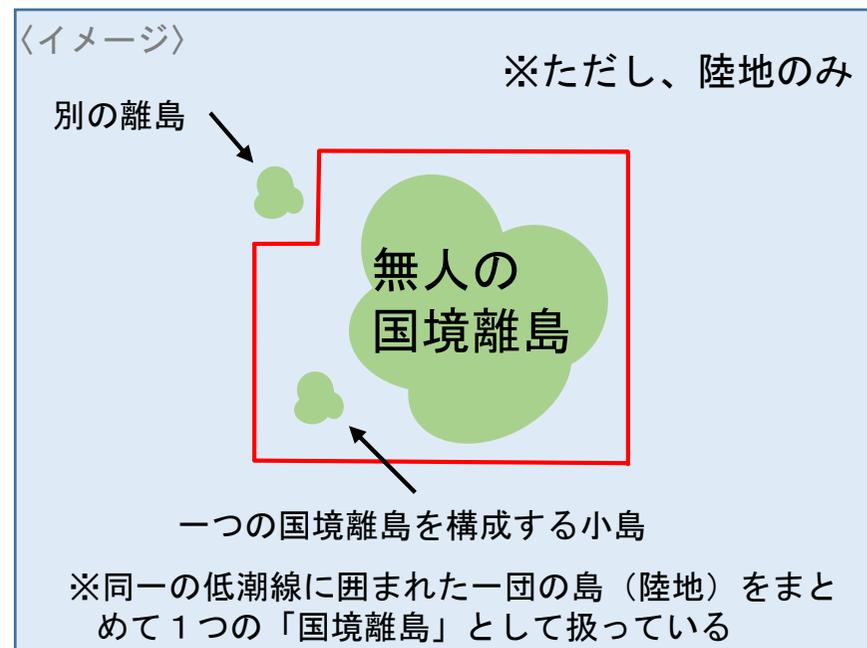
### (1) 国境離島

- 原則として、領海基線近傍の周囲又は領海警備等の活動拠点となる海上保安庁の官署、海上保安庁の船舶が使用する係留施設（岸壁等）の周囲おおむね千メートルの区域内とする。
- ただし、無人の国境離島は、その全域とする。

領海基線近傍等の周囲おおむね千メートルの区域内イメージ



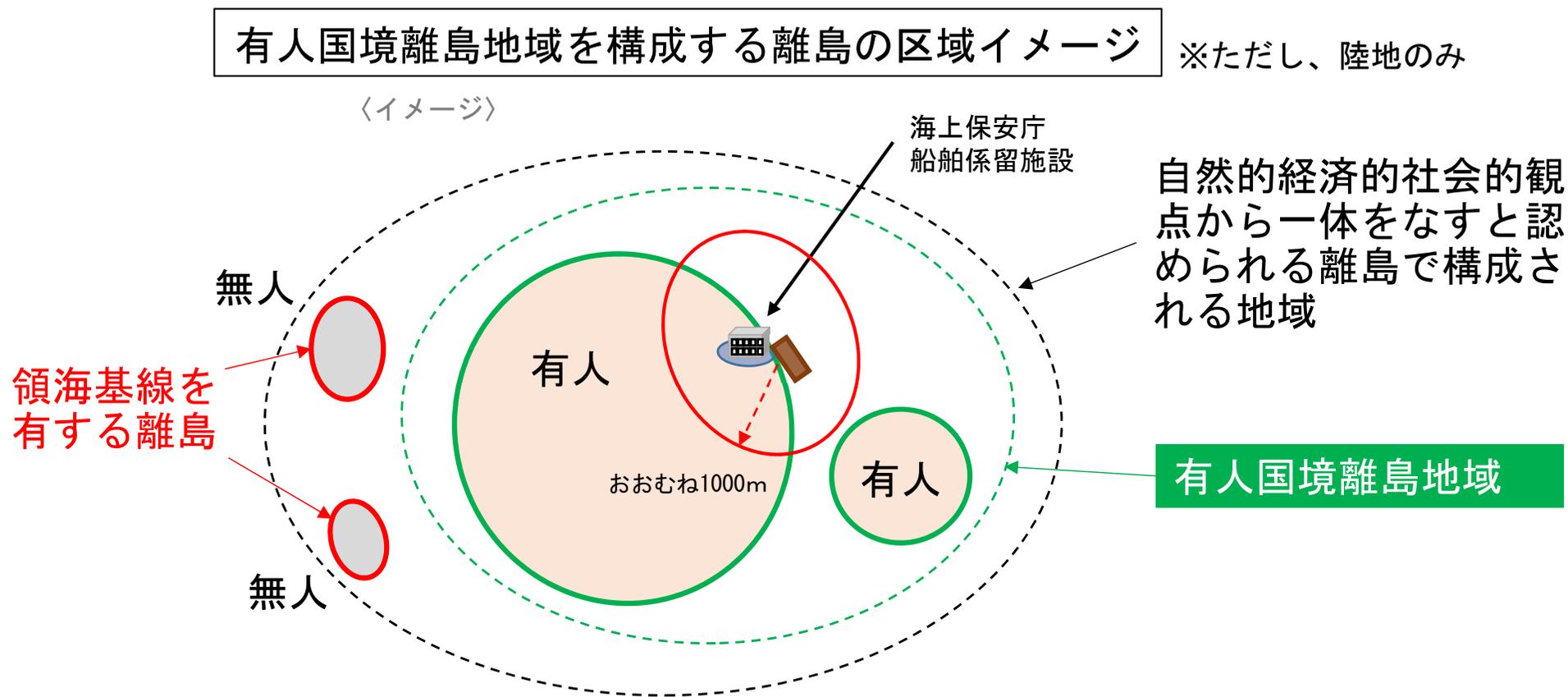
無人の国境離島の全域イメージ



## 2. 国境離島等の区域に関する考え方(2/2)

(2) 有人国境離島地域を構成する離島(※) ( (1) に該当するものを除く。)

- 原則として、領海警備等の活動拠点となる海上保安庁の官署、海上保安庁の船舶が使用する係留施設(岸壁等)の周囲おおむね千メートルの区域内とする。



(※) 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第2条第1項に規定する有人国境離島地域を構成する離島。

### 3. 区域の外縁に関する考え方(1/2)

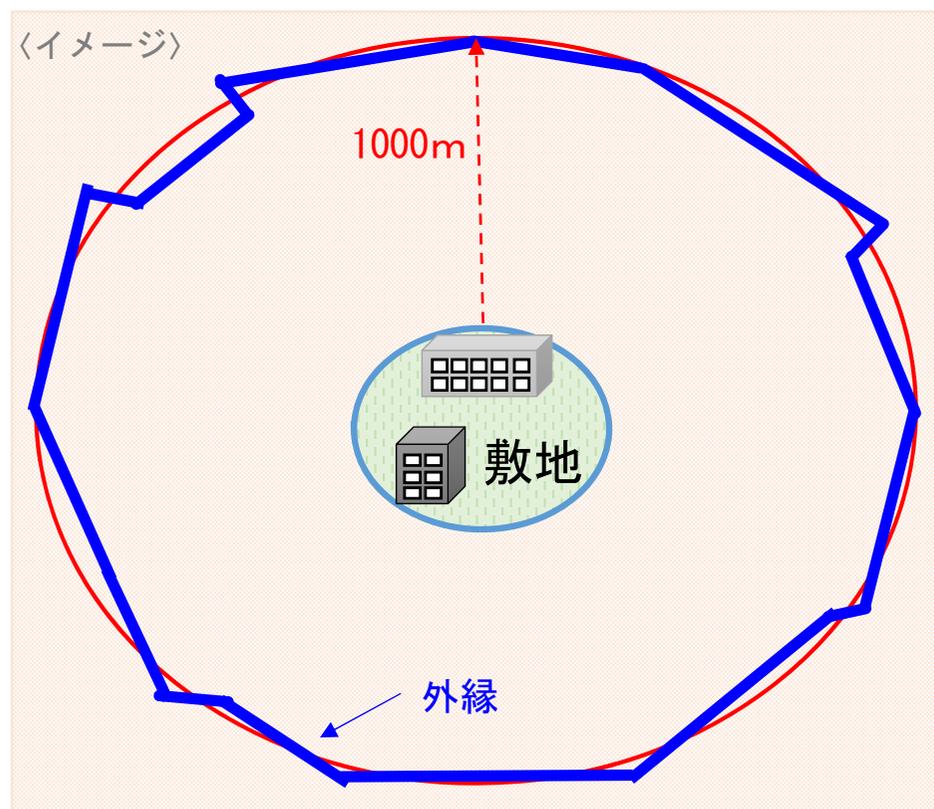
#### (1) 無人の国境離島

- 当該離島全体を過不足なく包含する形で、点と点を結んだ直線を用いて区域の外縁とする。

#### (2) 重要施設及び(1)以外の国境離島等

- 「おおむね千メートルの区域内」の趣旨に鑑み、敷地等からの距離が1,000メートルに近い外縁となるようにする。

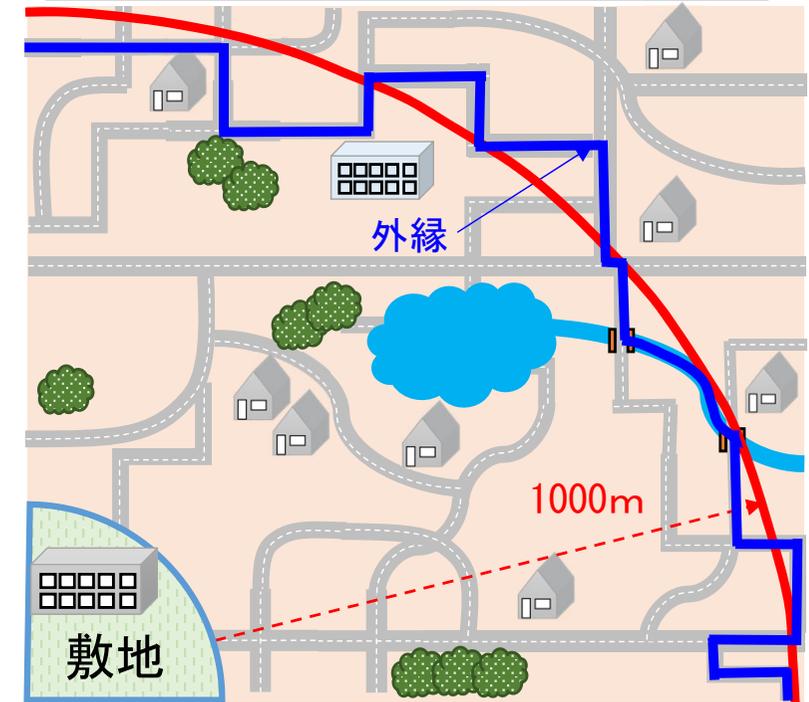
おおむね千メートルの区域内の外縁



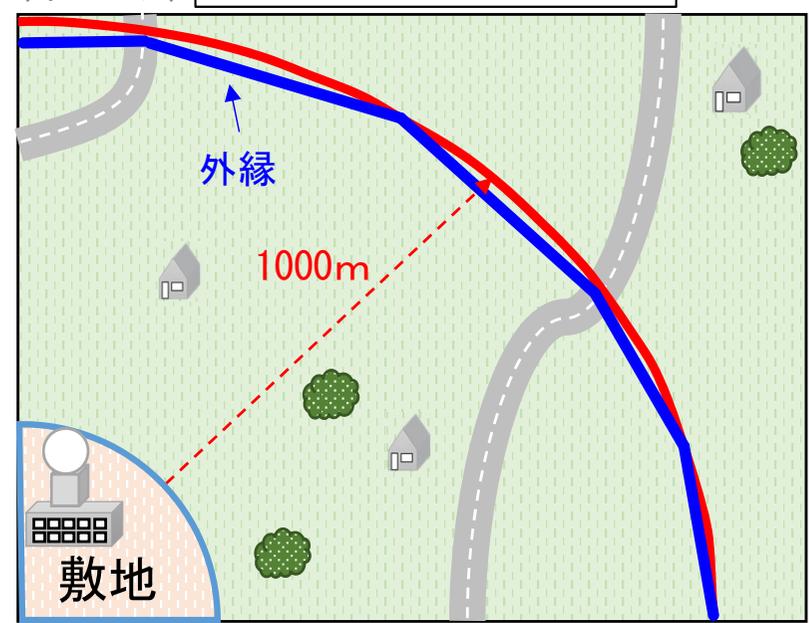
### 3. 区域の外縁に関する考え方 (2/2)

- 市街地や畑地等においては、土地所有者等に対して区域の外縁を分かりやすく示す観点から、原則として地物（道路、河川等）等に沿うようにする。
- 市街地等以外においては、原則として点と点を結んだ直線を用いる。
- 建物は分断しないように努める。

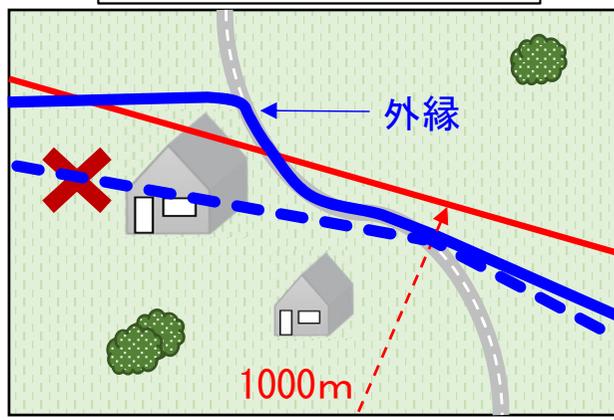
〈イメージ〉 地物（道路、河川等）に沿う線



〈イメージ〉 点と点を結んだ直線



〈イメージ〉 建物を分断しない



## 1. 初回の区域指定の考え方

- 区域の指定は、P 3 でお示しした要素を総合的に勘案し、対象となる施設、離島を選定。
- このうち、無人の国境離島については、
  - 国境としての重要性が極めて高い
  - 無人のため人の目が行き届きにくく、現地現況の把握が困難
  - 全島指定のため区域の外縁が明確という状況にある。
- 以上から、初回の指定については、無人の国境離島とするとともに、指定を受ける関係地方公共団体への配慮等の観点から、当該離島と同一市町村に存する他の施設等について優先的に指定することとし、このうち準備が整った区域について、指定を行うこととしたい。

## 【議題②】 初回の区域指定の考え方、候補及び指定の事由

都道府県	市町村	候補施設等名 (赤字は特定重要施設又は特定国境離島等)	指定の事由 (赤字は特別注視区域要件)	区域数
北海道	枝幸町	ゴメ島	無人の国境離島	特別注視区域 1
北海道	根室市	イソモシリ島・ハボマイモシリ島(※1) 根室分屯基地(自衛隊) 牧の内訓練場(自衛隊)	無人の国境離島 警戒監視・情報機能 機能支援	特別注視区域 2 注視区域 1
北海道	厚岸町	大黒島	無人の国境離島	特別注視区域 1
北海道	松前町	大島 松前警備所(自衛隊)	無人の国境離島 警戒監視・情報機能	特別注視区域 2
青森県	大間町	弁天島	無人の国境離島	特別注視区域 1
東京都	八丈町	小島 八丈島	無人の国境離島 国境離島(領海基線周辺)	特別注視区域 1 注視区域 6
東京都	(※2)	鳥島	無人の国境離島	特別注視区域 1
島根県	隠岐の島町	沖ノ島 黒島(島後の北北西) カビ島 黒島(島後の南東) 島後(隠岐海上保安署を含む)	無人の国境離島 無人の国境離島 無人の国境離島 無人の国境離島 国境離島等(領海基線、領海警備等の活動拠点等周辺)	特別注視区域 4 注視区域 4
島根県	出雲市	ましま 鱸島 オノカメ やり島 マ島 出雲駐屯地(自衛隊)	無人の国境離島 無人の国境離島 無人の国境離島 無人の国境離島 無人の国境離島 活動拠点	特別注視区域 5 注視区域 1

※1 2島及び周辺の小島で1つの国境離島を構成している。以下国境離島については同一の低潮線で囲まれたものは1つの国境離島として代表的な島名のみを記載。

2 所属市町村が未確定。

## 【議題②】 初回の区域指定の考え方、候補及び指定の事由

都道府県	市町村	候補施設等名 (赤字は特定重要施設又は特定国境離島等)	指定の事由 (赤字は特別注視区域要件)	区域数
長崎県	対馬市	<b>黒島</b> <b>内院島</b> 対馬 (比田勝海上保安署、対馬海上保安部を含む) <b>海栗島分屯基地 (自衛隊)</b> <b>上対馬警備所 (自衛隊)</b> 高麗山無線中継所 (自衛隊) 城岳無線中継所 (自衛隊) 対馬防備隊 (自衛隊) 権現山無線中継所 (自衛隊) 対馬駐屯地 (自衛隊) 下対馬警備所 (自衛隊) 豆酸崎無線中継所 (自衛隊)	無人の国境離島 無人の国境離島 国境離島等 (領海基線、領海警備等の活動拠点等周辺) <b>警戒監視・情報機能</b> 離島所在 離島所在 離島所在 <b>警戒監視・情報機能</b> 離島所在 離島所在 離島所在 離島所在	特別注視区域 9 注視区域 10
長崎県	五島市	<b>男島</b> <b>黄島</b> 福江島 (五島海上保安署を含む) 嵯峨ノ島 <b>福江島分屯基地 (自衛隊)</b> 福江島着陸場 (自衛隊)	無人の国境離島 国境離島 (領海基線周辺) 国境離島等 (領海基線、領海警備等の活動拠点等周辺) 国境離島 (領海基線周辺) <b>警戒監視・情報機能</b> 活動拠点	特別注視区域 2 注視区域 7

⇒ 15自治体 (5都道府県、10市町)

58箇所 (特別注視区域 29箇所、注視区域 29箇所)

## 2. 経済的社会的観点からの留意事項に係る検討

- 安全保障の確保と自由な経済活動の両立の観点から、基本方針において、「経済的社会的観点から留意すべき事項」を記載。
- 初回の区域指定の候補について、経済的社会的観点からの留意事項が該当するかどうか検討しているところ、現時点では以下のとおり判断。

### 1. 注視区域又は特別注視区域の指定に当たって留意すべき事項

(以下の事情が存在する場合は、指定の要件に該当しても、それらの区域を注視区域又は特別注視区域として指定しないことがある。)

- |  |             |
|--|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 国有地の所在</li><li>➤ 機能阻害行為の兆候の把握が容易であるかどうかといった地域の特性</li></ul> 等 | 該当なしと考えられる。 |
|--|-------------|

### 2. 特別注視区域の指定に当たって留意すべき事項

(以下の要件を満たす場合、現下の安全保障をめぐる内外情勢を踏まえつつ、上記1. を含めて総合的に勘案した結果として、特別注視区域として指定しないことがある。)

- |   |     |
|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 区域の面積の大部分がDID(人口集中地区)</li><li>➤ 区域内に、人口20万人の市町村等の土地取引件数と同等以上の土地取引が行われている市町村等が存在</li></ul> | 同上。 |
|---|-----|

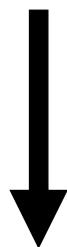
## 【議題③】 関係地方公共団体からの意見の聴取について

- 重要土地等調査法成立時の附帯決議及び先般閣議決定された基本方針に基づき、関係地方公共団体からの意見を聴取することとしている。
- 今般、P11～12でお示しした候補の区域図（案）について、関係地方公共団体に対し、意見聴取を開始することとしたい。

### 今後のスケジュール（案）

10月11日 第2回土地等利用状況審議会

10月12日以降 関係地方公共団体へ区域図（案）を速やかに送付



・意見聴取（約1か月間）

11月下旬 意見聴取結果の整理

年内（目標） 関係行政機関の長と協議  
第3回土地等利用状況審議会  
区域指定の告示